

# 茨城県報

号外第 97 号

昭和63年 7 月 4 日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

●道路の区域変更 (4 件) (道路維持課) .....	ページ 1
●道路の供用開始 (2 件) ( " ) .....	3

## 告 示

### 茨城県告示第 944 号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和63年 7 月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和63年 7 月 4 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道 路 の 種 類 県道
- 2 路 線 名 土浦野田線
- 3 道 路 の 区 域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水海道市大字新井木町 119-2 番地から	旧	メートル 最大 12.7	メートル 120.0	
		最小 11.9		
水海道大大字新井木町 12-4 番地まで	新	最大 20.3 最小 18.8	120.0	歩道設置による現 道拡巾

## 茨城県告示第945号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和63年7月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年7月4日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小山菅生小絹停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水海道市菅生町1947番1地先から 水海道市内守谷町 4774番2地先まで 水海道市菅生町5350番2地先から 水海道市内守谷町 4774番2地先まで	旧	メートル 最大 7.0	メートル 1,821.0	
		最小 5.0		
		最大 38.9	3,150.0	
		最小 13.2		
水海道市菅生町5350番2地先から 水海道市内守谷町 4774番2地先まで	新	最大 38.9 最小 13.2	3,150.0	水海道市へ移管する ための区域変更

## 茨城県告示第946号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和63年7月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年7月4日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田大字線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡太田町大字小生瀬 字富士山下4678番地先から	旧	メートル 最大 19.0	メートル 950.0	
		最小 4.5		
久慈郡太田町大字小生瀬 字根本27-1番地先まで	新	最大 19.0	950.0	
		最小 4.5 最大 36.0 最小 10.0		

茨城県告示第 947 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和63年 7 月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一取の縦覧に供  
する。

昭和63年 7 月 4 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字池田字下松沼 2836—3番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 17.0	146.0 <small>メートル</small>	
		最小 16.0		
久慈郡大子町大字池田字下松沼 2817—2番地先まで	新	最大 24.0 最小 21.0	146.0	現道拡巾のための 区域変更

茨城県告示第 948 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和63年 7 月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和63年 7 月 4 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 一般国道 118号
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字池田字下松沼2836—3番地先から  
久慈郡大子町大字池田字下松沼2817—2番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和63年 7 月 5 日

茨城県告示第 949 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和63年 7 月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和63年 7 月 4 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道 349号
  - 2 供用開始の区間 常陸太田市山下町字二本杉1451番地先から  
常陸太田市金井町字武田前1561番1地先まで
  - 3 供用開始の期日 昭和63年 7 月 5 日
- 

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は線下発行) (金 2,000円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)